

2021年10月30日

乙訓医療生活協同組合

支部長・たまり場・班・サークル 責任者  
職員 各位

乙訓医療生活協同組合  
専務理事 上西良太

**乙訓医療生協の活動を再開します。**  
**感染対策と組合員活動を両立しましょう。**

京都府で緊急事態宣言が解除され、10月22日以降は、飲食店などの時短営業要請も解除されています。新規感染者数も減少傾向で、ようやく落ち着いた状況がやってきたように感じます。

一方で、感染リスクがなくなったわけではありませんので、感染の再拡大、第6波がやってくる恐れは残っていることに注意が必要です。

感染対策には引き続き留意し、これまで同様に対策を行った上で、下記の通り11月からは全面的に活動を再開したいと思います。

生協強化月間の折り返し時点でもあります。つながりを大事に、乙訓医療生協を大きく、元気にして行きましょう。

記

(1) 期間

**2021年11月 1日 (月) から**

(2) 組合員活動や会議等の開催について

- 従来通りの感染対策をおこなった上で活動して下さい。会議の開催についても同様です。
- マスクを外しての会話や、マスクをしても対面で大声を出すような場面は、感染リスクが高まるため、行わないようにしましょう。
- 飲食については、マスクを外す場面が多くなります。京都府では「感染リスクを低減するための要請」として、「路上・公園での飲酒、ホームパーティなどの宅飲みは、控え」ることや、飲食店の利用時も、「2時間、同一テーブル4人までを目安に」などの呼びかけがされています。これらも目安にし、感染リスクが高まるようなことは避けましょう。

「みんなが守る8項目」

- \*活動前の検温      \*体調不良の場合は参加しない      \*参加前に手洗い・手指消毒を行う
- \*マスクの着用      \*室内の十分な換気      \*2メートルを目安に人と間隔をあける
- \*活動後は室内の消毒、解散時に手洗い・手指消毒を行う      \*飲み物は各自持参

\* 自治体による「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」が取られた際は、指示内容を変更する事があります。

以上